

建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入に伴う注意事項について

岡山県土木部

既にホームページ等によりお知らせしているところですが、岡山県では、建設コンサルタント等に発注する建設工事に係る委託業務の入札において平成21年4月1日以降に指名の通知を行うものから、最低制限価格制度や低入札価格制度を導入することとしました。この入札に当たっては下記の事項に十分注意していただきますようお願いいたします。

記

1 予定価格が1千万円未満の委託業務

- ・最低制限価格制度を導入

2 予定価格が1千万円以上の委託業務

- ・低入札価格調査制度を導入

- ①業務の種類に応じて、別に定める算定方法※により算出される調査基準価格を下回る入札があれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施します。この場合において、契約担当者が指定する提出期限までに入札内訳書等を提出しない者は失格とします。

(※岡山県測量及び建設コンサルタント業務等入札に係る低入札価格実施要領参照)

- ②この調査の結果、当該契約の内容に適合した業務の履行がされないおそれがあると判断した場合、その者を落札者としません。

- ③調査基準価格を下回って契約した場合、当該業務の品質確保を図るため、当該契約の履行が完了するまでの間、当該県民局における同一種別の業務の指名を留保します。

また、当該契約に基づく業務委託が完了した後、当該契約の他、当該低価格入札者が本県から受注した業務委託に係る契約のうち、契約担当者が指定する契約について、コスト調査に協力しなければなりません。

- ④さらに、次のような行為については、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づく指名停止措置の対象となりますので十分ご留意下さい。

- ・入札に係る予定価格、調査基準価格及び最低制限価格について聞き出そうとする不当な行為を行った場合。
- ・指名競争入札にあたり、1回目の入札はもとより2回目の入札において、無断で入札に参加しなかった場合。
- ・低入札価格調査にあたり、提出を求めた資料（内訳書等）を指示した時間までに提出しなかった場合。
- ・入札における質問事項について、FAXによらず電話や口頭による質問を繰り返した行った場合。